

令和8年度における保険税率・課税限度額・軽減判定所得の基準額が変わります

	区分	令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)	差
医療保険分	所得割	7.6%	7.6%	±0
	資産割	20%	10%	▲10%
	均等割	22,000円	34,000円	12,000円
	平等割	7,000円	4,000円	▲3,000円
	課税限度額	65万円	66万円	1万円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.3%	2.6%	0.3%
	均等割	12,000円	14,000円	2,000円
	課税限度額	24万円	26万円	2万円
介護保険分	所得割	2.0%	2.2%	0.2%
	均等割	12,000円	14,000円	2,000円
	課税限度額	17万円	17万円	±0
子ども・子育て 支援金分	所得割	—	0.3%	新設
	均等割	—	1,800円	新設
	18歳以上均等割	—	100円	新設
	課税限度額	—	3万円	新設
合計	所得割	11.9%	12.7%	0.8%
	資産割	20%	10%	▲10%
	均等割	46,000円	63,900円	17,900円
	平等割	7,000円	4,000円	▲3,000円
	課税限度額	106万円	112万円	6万円

○「資格確認書・資格情報のお知らせ」の一斉更新の送付

・マイナ保険証をお持ちの方
「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。69歳までの方は記載内容に変更がない限り、送付されません。

・マイナ保険証をお持ちでない方
「資格確認書」を特定記録郵便で送付します。

※マイナ保険証とは、保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいいます。
※世帯内で資格情報のお知らせと資格確認書が混合する場合は別々の封筒で届きます。

令和8年度の保険税率等の改正の詳細は、市ホームページをご確認ください。



軽減割合	世帯の総所得金額 (改正前)	世帯の総所得基準額 (改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下	43万円+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下
5割軽減	43万円+30万5千円×被保険者数+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下
2割軽減	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与または年金所得者の数-1)以下

※被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行して継続して同一世帯に属する、特定同一世帯所属者も含まれます。
※給与収入は55万円以上、年金収入は65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円(公的年金等に係る特別控除後は125万円)以上の方が対象となります。

後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

令和8年度の保険料は次のとおり計算します

保険料 (年額)	医療分 = 均等割額 52,370円 + 所得割額 (賦課のもととなる所得金額×所得割率9.49%) (上限85万円)
	子ども分 = 均等割額 1,330円 + 所得割額 (賦課のもととなる所得金額×所得割率0.25%) (上限2万1千円)

均等割額の軽減：所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者および世帯主の令和7年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。(医療分・子ども分)

均等割額軽減割合	軽減判定基準 (は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)
7割 (医療分は7.2割)	基礎控除額 (43万円) + 10万円×(年金・給与所得者の数-1)
5割	基礎控除額 (43万円) + 31万円×(被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数-1)
2割	基礎控除額 (43万円) + 57万円×(被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数-1)

※詳しくは、納入通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の「納付済額のお知らせ」は一律に発送していません。発行を希望される方には、個別に発送します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

